

社会福祉法人百合砂 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人百合砂（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については報酬を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表第1に定める額

(2) 退職手当については、別表第2に定める算定式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は次の各号により報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第3に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給する者の役員等報酬は、別表第4の定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、理事会開催日とする。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基準として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

役員等報酬基準

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額

別表 2（常勤役員等の退職金算定式）※ただし、任期 3 期末満は支給しない。

1 回あたり報酬額×在任月数×係数

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表 3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	2 時間あたり
評議員会への出席	1 5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 5, 0 0 0 円

拘束時間が 2 時間を超える場合、2 時間毎に上記金額を加算する。ただし、上限を 8 時間までとする。

（2）理事

	1 回あたり
理事会等会議への出席	1 0, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 0, 0 0 0 円

（3）監事

	1 回あたり
理事・評議員会への出席	1 0, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1 0, 0 0 0 円

別表 4（職員給与との併給）

①役職ごとの役員報酬額を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額 理事会 1 回あたり
理事長	1 0, 0 0 0 円
理事	1 0, 0 0 0 円
業務執行理事	1 0, 0 0 0 円

※上記金額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除したものである。